

【民事裁判実務研究】

解答・和訳ネット流出事件
～インターネットと著作権侵害～

元法科大学院教授・弁護士
辻 千 晶

目次

【民事裁判実務研究】 インターネットと著作権侵害
～解答・和訳ネット流出事件～

- 第1 はじめに
- 第2 本稿の概要
1. 教科書、教授用資料、関係者
 2. 本件資料、ネット流出の3つの事件
 3. 本稿の検討事項
 - (1) 事実関係の確認、証拠の保存
 - (2) 削除請求の根拠となる実体法上の権利の検討
 - (3) 削除を求める方法・手続きの調査、検討
 - (4) 削除を求める手続きの実行
 - (5) 残された問題、その他本稿で検討したこと
- 第3 削除を求める方法・手続き
1. Y（侵害者）に対する削除請求
 - (1) Yの実名・連絡先が表示されている場合
 - (ア) Yによる任意の削除
 - (イ) 裁判手続きによる削除
 - (2) Yが匿名の場合
 - (ア) Z（プロバイダ）による任意の開示
 - (イ) 裁判手続きによる開示
 2. Zに対する削除請求
 - (ア) Zによる任意の削除

(イ) 裁判手続きによる削除

第4 各事件の解決～発覚から削除まで～

1. ブログ事件

(1) 事件の発生、発覚

(2) 削除請求の根拠

(ア) 削除請求権の根拠～公衆送信権の侵害～

(イ) 「授業目的」に関する著作権法35条の定め

(ウ) 同条の各要件の検討⇒やはり侵害

(3) 削除実現に至る経過

(ア) Y本人に対する削除請求

(イ) 乙大学への削除指示依頼

(ウ) 方針決定、乙大学、Y宛の警告書

(エ) 警告書の内容

(オ) 警告書の効果⇒即削除

(4) その後のこと、残された問題

2. 古本事件

(1) 事件の発生、発覚

(2) 削除請求の根拠～公表権の侵害～

(ア) 問題の所在

(イ) 権利侵害なしか、差し止め請求の根拠はみつからず

(ウ) 公表権はどうか

(3) 削除実現に至る経過

(ア) 警告書(削除依頼書)E-メールの送信

(イ) ZM社による削除

(4) その後のこと、残された問題

3. 「自作本」事件

(1) 事件の発生、発覚

(2) 差止請求の根拠～複製権・翻訳権の侵害～

(3) 削除実現に至る経過

(ア) 知的財産権侵害の申立

(イ) ZM社による削除

(4) その後のこと、残された問題

第1 はじめに

大学生用の教科書について、いわゆる「教科書ガイド¹⁾」は市販されていない。教科書ガイドとは、教科書に解答や解説を付け加えた参考書のことで、小中高生向けの教科書ガイド²⁾は、ネットにもいくつも専用サイトがありそこで多数販売されている。

大学の英語の教科書について、教わる側・学生向けの教科書ガイドはないが、教える側・教員向けのガイドはある。その教科書と同じ著者が作成した和訳、解説、解答等が、冊子（あるいはPDF ファイル）の形式で一部の教科書について用意されている。この教員向けの参考書は「教授用資料」などと呼ばれ、その教科書を採用した教員に対し、教科書出版社が贈呈又は（その教科書が授業で使用されている期間中に限定して）無償で貸与³⁾している。

この教授用資料が何らかの理由で担当教員の手を離れ、ネットに流出してしまうと、著者、出版社の権利、利益が侵害され、大学の授業運営、成績評価の面でもいろいろ困った問題が起きる。こうした流出事件が起きるたびに、私は教科書出版社から相談を受け、権利侵害の有無を確認し、その救済方法としての裁判手続きやネット上に設けられた制度を調べて、その被害を最小限に食い止めるべく対応してきた。

本稿⁴⁾は、私がこうした相談に対応するために、調べたこと、実行した

1) 教科書ガイドは、昔は「あんちょこ」と呼ばれていた。あんちょこの語源は「安直」であるという。

2) 教科書ガイドには、教科書出版社が自ら発行する「公式ガイド本」のようなものと、別の出版社が教科書出版社の許可を得て発行するものがある。

3) 従前は、贈呈されていたが、第2事件（後述）発生後の2019年度以降、古本として販売されることを防ぐため、「貸与」に変更された。

こと、その結果をまとめたものである。山梨学院の法科大学院で私が担当していたのは民法であって、インターネット、著作権の専門家ではないが、そんな著作権初心者の弁護士が、六法全書とネット情報をたよりに悪戦苦闘する様子をご覧頂き、インターネットと著作権の問題⁵⁾、特に高等教育の現場で起こる諸問題について考えるきっかけとしていただければ幸いである。

第2 本稿の概要⁶⁾

1. 教科書、教授用資料、関係者

解答・和訳が流出した、その本体の教科書は20～30種類に及ぶが、本稿の説明用に、それらの多くに共通する構成の架空の教科書を設定する。また、関係者については以下のように呼ぶこととする。

4) 本稿の作成に当たっては、法律事務所キノール東京の佐藤寧弁護士に、文献紹介、判例調査などのご協力をいただいた。

5) 高等教育の現場におけるインターネットと著作権の問題は、大学教科書のネット配信に関しても問題になった。2020年3月、新学期が始まる直前に新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のため、大学の教室で行われていた授業がオンラインでの遠隔授業に切り替えられた。大学では、小中高等学校とは異なり教科書や教材を教員が選定しているため、教材等をオンライン授業で利用するのに著作権法の規定が障害になっていると言われている。2020年春の新聞では、オンライン授業の場合他人の著作物を授業で使用するのに、いちいち著作権者の許諾を得なければならず、その費用と手間が大変で、大学事務局がその対応に追われていると報道されていた。

6) 本稿の削除請求手続きに関する記述全般において、弁護士神田知宏著『インターネット削除請求・発信者情報開示請求の実務と書式』(日本加除出版 2021年6月8日初版第2刷発行)を参考にした。また、本稿の用語の定義・解説のほとんどは、同書254～266ページの「用語集」から引用させていただいた。

【本件教科書】「映画で学ぶ現代社会と英語」Our Modern Society and English in Movies

A社が出版する「(仮題)映画で学ぶ現代社会と英語」という大学生向け英語教科書。Xe(イギリス人)先生、Xj(日本人)先生が共同で企画・執筆したもの。全部で15章から成り、各章ごとに一つの映画がとりあげられ、①「本文」(主にXeが執筆)では、その映画の紹介や映画からわかる現代社会の問題点などが、500～600words(1～2ページ分)の英語で書かれている。本文の後には、主にXjが執筆した②用語、表現の「解説」(本文に出てくる言葉やフレーズの説明)、③内容理解度「チェック問題」(本文を読んで内容の一致しているものを選ぶ択一問題や、適当な単語を入れる穴埋め問題)、④「発展問題」(本文に関する学生の意見を述べさせる問題、討論のテーマなど)などが載っている。

【本件資料】本件教科書の教授用資料

本件教科書の①本文の試訳(日本語訳)と③のチェック問題の解答が載っており、試訳は、XjがXeと相談しながら執筆したものである。各章ごとの試訳・解答が2ページにわたって記載され、全15章で32ページの冊子(あるいはそのPDF)になっている。A社が、本件教科書を授業で使用する教員に対して本件教科書を献本する際に、各教員の希望に応じて冊子版またはPDF版を提供(贈呈、貸与)している。

【著作者、著作権者】X

本件教科書は、XeとXjが共同で企画・執筆したものであり、両名が本件教科書の著作者、著作権者である。本件教科書の奥付には「編著者」としてXeとXjの名前が記載されている。以下、著作権者をXといい、英語部分、日本語部分を分けて論述する場合には、Xe、Xjという。

【出版社】株式会社A

A社は、Xとの間で著作権設定契約を締結し、本件教科書の奥付には

「発行者」として A 社代表者の個人名が、「発行所」として株式会社 A が記載されている。X の著作権使用の再許諾等の管理や第三者から侵害された場合の対応は、A 社が行うことになっている。

【侵害者】 Y

本件資料をインターネットのウェブページ⁷⁾上に流出させた者。個人（教育熱心な大学教員、金稼ぎ・アクセス数稼ぎをしたい個人）の場合がほとんどで、一度だけ会社（古書店）が登場したこともあった。

Y が会社や教員の場合には、名前、所属、連絡先が明示されていたが、それ以外はすべて匿名であった。

【サイト管理者】 Z 社

Y が本件資料を掲載したウェブサイト⁸⁾の管理、運営を行う者。（通信を担当するアクセスプロバイダに対して、記事や商品などの中身を掲載するので）コンテンツプロバイダと呼ばれる。So-net ブログ、ココログなどのブログの管理者、Yahoo!などのオークションサイトの管理者、メルカリ等のフリマサイトの管理者。不適切なサイトの削除権限をもっている。

2. 本件資料、ネット流出の3つの事件

本件資料がインターネット上に流出した事件については、流出経路別に以下の3つに分類できる。第1、第2、第3は、実際に事件が起こった時間順である。

【第1 ブログ事件】

本件資料の解答や和訳が Y 個人の公開ブログに掲載された事件。

7) ウェブページとは Microsoft Edge、Google Chrome などのウェブブラウザで閲覧するページ単位の情報のまとまり。

8) ウェブサイトとは、特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集合体。単に「サイト」とも呼ばれる。

Yが自分のブログに本件資料の解答や試訳の全部または一部（の文字データ⁹⁾）をコピーして貼り付けている。それが本件教科書の解答・和訳である旨、必ずタイトル等に明記¹⁰⁾されている。

ブログは、いつでもどこでもパソコン、スマホ等から見ることができる。学生が授業中に見ることも可能であり、公開された情報を見ること自体は何ら法律上の問題はない。

【第2 古本事件】

本件資料（冊子版）が古本としてネット上で販売された事件。

Yが所持する本件資料の冊子版一冊を、古本として、メルカリ等のフリマ¹¹⁾サイトやヤフオクなどのオークションサイトに出品して販売するもの。その出品物の説明として、本件資料の表紙の写真があり、本件教科書の解答・和訳である旨、明記されている。

購入した人は、自習に利用したり、（違法になることもあるが、事実上）コピーして友人に無償で配ったり、売ったりすることもできる。

【第3 「自作本」事件】

本件資料がYの「自作本」としてネット上で販売された事件。

本件資料一冊分全部をコピーし、切り貼りしてレイアウトを変更し、紙に印刷して冊子版にされたものが、メルカリ等のフリマサイトやヤフオク

9) 文字データ（テキストデータ）にして貼り付ける方法は、手元にある本件資料がPDF版の場合には（必要に応じてテキストに変換してから）直接コピー貼り付ける。紙に印刷された冊子版の場合には、それをスキャナー等でPDF版、テキストに変換したうえで、コピーして貼り付ける。パソコン、スキャナー、編集ソフトがあればできるし、iPhone等カメラ、ソフト付きのデバイスなら、それ一台で誰でも簡単にできる。

10) 本件教科書の解答・和訳であることをはっきり書かないと、ネットでは誰からも注目してもらえないし、検索ロボットにも来てもらえない。

11) フリマとはフリーマーケットの略で、中古品や不用品を持ち寄って売買や交換をする市のこと。フリーマーケットのフリーは“free（自由）”ではなく“flea（名詞では蚤【ノミ】）”のこと。ノミの市。

などのオークションサイトに出品・販売されている。商品説明欄には、Y自身が本件教科書の問題の解答を作成し、本文の翻訳をし、印刷・製本したものであること、すなわち、所謂「自作本」である旨記載されている。要するに、著者 X が A 社を通じて提供した本（本件資料）を、まるごと一冊コピーして表紙と奥付を差し替えて、自作の本と称して販売しているものであり、完全な盗作である。

3. 本稿の検討事項

上記3つの事件において、私は X から、しかるべき手続きをとって、上記ウェブページ（ブログ記事）や商品（古本、自称『自作本』）がネット上から削除されるよう依頼された。

こうした依頼を受けた弁護士は、（1）事実関係の確認、証拠の保存、（2）削除請求の根拠となる実体法上の権利の検討、（3）削除を求める方法・手続きの調査、検討を行ったうえで、（4）削除方法・手続きの実行に移ることになる。さらに、その事件が解決した後にも、（5）残された問題として、事件の事後処理や同種事件への対処、再発防止策等を考える必要が生じることもある。

本稿では、以下のとおり、（1）～（5）の手順に沿って、私が調査検討したこと、実際に行ったこと等を記述する。

（1）事実関係の確認、証拠の保存

依頼者から事実関係を聞き取ること、証拠を収集保全することは、どんな種類の依頼においても、弁護士がまず取り組むべきことである。特に、ウェブページについては、消えてしまう可能性があるため、その URL¹²⁾

12) 「URL」とは、「Uniform Resource Locator」の略称で、インターネット上での情報や場所を特定するための文字列。ウェブページを表示した際、ブラウザのアドレスバーに「http://www.example.com/index.html」等の形で表示される。

の保存（文字列のコピペ）は必須である。URL は（建物明け渡し請求において明け渡しの対象となる建物の所在等の登記情報などと同様に）削除対象を特定するために不可欠である。

問題となるウェブページ自体も、URL や日付¹³⁾が入るようにしてスクリーンショットをとり、PDF 化して保存し、さらに全ページを紙に印刷して保存¹⁴⁾する。

（２）削除請求の根拠となる実体法上の権利の検討

次に、削除を求めるに際し、その根拠となる実体法上の権利として、どんな権利があるかを検討する。

X が削除を求める根拠としてまず考えられるのは、著作権侵害にもとづく差止請求権としての削除請求権である。著作権は複製権、譲渡権等の「権利の束」であるから、X のどのような権利が侵害されたかを具体的に検討する必要がある。また、著作権法以外にも、事案によっては、不正競争防止法、民法その他の法律にもとづく権利についても必要に応じて検討する。

実体法上の権利については上記３つの事件ごとに異なるので、「第４各事件の解決～発覚から削除まで～」記載の各事件に関する「（１）削除請求の根拠」のところで検討する。

（３）削除を求める方法・手続きの調査、検討

X に権利があることがわかれば、次に、どのようにしてその権利を実

13) ウェブページで閲覧可能であった日時を特定し保存する必要がある場合（例えば、X のウェブページと Y のウェブページのどちらが先に公開されたかが問題になる場合）に公証役場で確定日付をとるという方法もある。

14) ネットで炎上した場合などは、その「火元」たるウェブページが消されてしまうと困るので、スクリーンショット、PDF、紙といろいろな形で証拠を保存する必要がある。しかし、ウェブページが削除されるだけで十分に目的が達成される場合（侵害品がフリマサイトに出品されている場合など）には、そこまでする必要はないであろう。

現していくか、その方法・手続きを調査し、検討する。

削除権限を有するのは、まずは Y (ブログの記事を掲載した者、フリマサイトに商品を出品した者) 本人であるから、Y 本人に対して直接削除を求めていく方法を検討することになる。

次に、ブログやフリマサイトの管理者 Z も削除権限を有するので、Z に対して削除を求めていく方法も検討する。この方法は、Y が匿名であっても利用でき、Y への直接請求が困難な場合でも削除されるので効果的である。

こうした削除を求める方法・手続きに関しては、上記の 3 つの事件に共通しているので、下記「第 3 削除請求を求める方法と手続き」のところで説明する。

(4) 削除依頼手続きの実行

実際の解決に当たり、どのような方法を選択して、どのようにして削除されたかは、3 つの事件それぞれによって異なるので、「第 4 各事件の解決～発覚から削除まで～」記載の各事件に関する「(3) 削除実現に至る経緯」のところで述べる。

(5) その後のこと、残された問題

「第 4 各事件の解決～発覚から削除まで～」の「(4) その後のこと、残された問題」のところでは、各事件の削除後の後日談、再発防止策、同種の事件の発生等を記載する。

第 3 削除を求める方法・手続き

X からの依頼は、第 1 事件 (ブログ) においては、解答・和訳が貼り付けてあるブログの記事が削除されることであり、削除対象はその記事の掲載されているウェブページである。第 2 事件 (古本)、第 3 事件 (「自作

本」)においては、出品された商品の表示が削除されることであり、フリマサイトでは一商品が一ページに表示されているので、削除対象はその商品が出品されているウェブページである。

削除権限を有するのは、そのページを作成した Y 本人であるが、ウェブページに特有の制度として、ブログ、フリマサイトを管理する Z にも削除権限があり、Z に削除請求することも可能である。

以下、削除請求の相手方ごとに、その方法・手続きを説明する。

1. Y (侵害者) に対する削除請求

(1) Y の実名・連絡先が表示されている場合

(ア) Y による任意の削除

ウェブページにおいて、侵害者 Y の実名が表示され、Y の住所や連絡先がわかる場合には、直接 Y に対して権利侵害の事実を告げて削除を求める文書（内容証明郵便による警告書など）を送って Y の手で自ら削除することを請求することができる。

(イ) 裁判手続きによる削除

Y が警告書を受け取っても、削除に応じないときには、裁判手続きに及ぶことになる。

まずは「被告は、別紙ウェブページ目録記載のウェブページを削除せよ」との判決を求める通常訴訟を起こすことが可能である。通常訴訟では損害賠償請求¹⁵⁾との併合も可能となる。また、X らの「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき」にあたる場合には、「債務者は、別紙ウェブページ目録記載のウェブページを仮に削

15) 削除請求だけであると、Y が欠席したり認諾したりして Y の権利侵害の有無が判断されない恐れがある。金銭の支払いを命じられるとなると Y も争わざるを得なくなるから、Y のやったことは悪いことであるとの判断が得られる可能性が高くなる。

除せよ」との「仮の地位を定める仮処分」(民事保全法23条2項)の申立もできる。例えば、解答・和訳が出回ることによって、大学での日々の授業の運営を妨害し、本件教科書の教科書としての価値が日々低下していくような場合など、急いで削除してもらいたいときには、仮処分手続きの利用も可能であろう。

仮処分を利用する場合、申立から削除の決定までに通常2～4週間要する。

(2) Yが匿名の場合

ブログやフリマサイトでは、侵害者Yが個人の場合には匿名(ニックネーム表示)であることが多く、送付先の住所・氏名がわからないので、警告書を送ることもできない。

Yの住所、氏名等を知るための手続きとしては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(いわゆるプロバイダ責任制限法)が、発信者情報開示請求(同法5条1項)とその開示に至る特有の裁判手続き(同法8条以下)を定めている。これを利用してサイト管理者Zに対し、Yの住所・氏名等¹⁶⁾¹⁷⁾の情報開示を求めて

16) コンテンツプロバイダ(CP)のうち、ブログ、フリマサイトの管理者Zは、Yの住所、氏名、電話番号、Eメールアドレスという個人の個人情報を保有しているのが一般的である。ブログを開設する場合やフリマサイトに出品する場合には、最初に個人の住所、氏名、電話番号、メールアドレスを記入して会員登録をする必要があるからである。

17) コンテンツプロバイダ(CP)の中にはZがYの住所・氏名の情報を保有していない場合もある。例えば「2ちゃんねる」は、匿名投稿したYの住所・氏名の情報を保有していない。その場合、まず第1段階として、Zに対して投稿者Yの投稿に使用されたIPアドレス等の開示請求を行い、次に第2段階として、そのIPアドレスを管理し通信を媒介したアクセスプロバイダ(AP)(au、So-netなど)に対するYの住所・氏名の開示請求を行う必要がある。令和4年10月施行の改正法により、発信者情報開示命令事件の申立人は、同事件を本案とする特殊保全処分として、提供命令の申立て及び消去禁止命令の申立てをすることもでき(同法5条、8条～18条等参照)、従前の

いくことになる。

(ア) Zによる任意の開示

Zに対し任意の開示を求める場合、発信者情報開示請求の方式について特に決まりはないのでEメール、手紙、内容証明郵便等いずれの方法でも可能である。「プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイト¹⁸⁾」に「発信者情報開示請求書」の定型書式¹⁹⁾も用意されているので、これを利用すると必要事項がわかって便利である。これらの方法をとったとしても、任意に開示されることはほとんどなく、まれにZから(任意に)情報が開示される場合、それまでに要する時間²⁰⁾は、発信者への意見照会を行う関係上(開示するかどうかについて発信者Yの意見を聴かなければならないので)3～4週間かかるとのことである。

(イ) 裁判手続きによる開示

Zが任意の開示に応じない場合の裁判手続きとして、プロバイダ責任制限法は発信者情報開示請求権(同法5条)に基づく通常訴訟の他に「発信者情報開示命令」という非訟手続きを用意している(同法8条)。

通常訴訟においては「被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ」(目録には、Yに関する下記情報。氏名(名称)、住所、電話番号、メールアドレスを記載)という判決を求めることになる。訴訟の提起²¹⁾から、実際に開示がなされるまで、Zが国内法人の場合でも

2つの段階を一つの手続きで行うことができるようになった。

18) 同サイトは、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が運営しており、URLは<https://www.isplaw.jp/>である。

19) 書式は、PDFの形で提供されており、紙に印刷して郵送したり、Eメールに添付したりしてZに送ることができる。https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/h_form_202210.pdf。

20) Zを相手方とする各方法・手続きで削除までに要する時間、スケジュール感については、神田前掲P.10、11ページの記載及び総務省の公式サイトのパフレット等を使用した。

4～7ヶ月かかり（外国法人の場合には9～12ヶ月）、判決後すぐに削除を求める仮処分²¹⁾の申立を行ったとしても、削除実現までに半年から1年を要することになる。

一方の非訟手続きにおいては、「相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。」との裁判を求めることができ、申立から開示されるまで、通常1～2ヶ月程度とのことである。開示後すぐに削除を求める仮処分を申し立てれば、2～3ヶ月で消すことが可能である。この手続きに関しては、東京地方裁判所の公式サイト²²⁾に解説やサンプル書式が用意されている。また、弁護士神田知宏先生の公式サイト²³⁾ではさらに詳しい最新情報やwordの書式も提供されている。

2. Zに対する削除請求

他人(X)の権利を侵害するウェブページに関しては、サイト管理者Zにもこれを削除する権限があり、Zの会員規約(Yが会員登録する際に同意したYZ間の契約)に、一定の場合に削除する旨の定めがあるのが普通である。

一方で、権利を侵害されたXとの関係でも、削除義務があると考えられる。Zが、権利侵害であると知りつつウェブページを表示し続けること自体が、著作権法等の特別法によりZ自身による侵害行為とみなされることもあるし、一般的にも、Yの違法行為に手を貸すことは、同じく違

21) 本件のZのような実名登録型のサイト管理者に対しては、原則として仮処分の利用はできない。Zは、Yの住所・氏名等の情報をYが会員登録した時点から保有し続けており、「今すぐ開示させないと情報が消えてしまう恐れがある」という保全の必要性が認められないからである。神田知宏・前掲 P.91。

22) https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section09/hassinnsya_kaiji/index.html

23) <https://kandato.jp/templates/#hisyou>

法と解されるからである。Z自身が、「権利侵害撲滅宣言」などそのサイト上で宣言して、権利侵害は許さないこと、他人の権利を侵害するウェブページは削除することを、世間一般に対して約束しているところもある。

侵害者 Y が匿名である場合には、Z を相手方として削除請求をする方がはるかに時間（と費用）の節約ができる。もちろん、Y が実名であっても、Y とともに、あるいは Z のみを相手方として削除請求することができる。

（ア）Z による任意の削除

Z に対し任意の削除を求める場合、特に決まった方式はなく、E-メール、手紙、内容証明郵便等いずれの方法でも可能である。Z が行う削除のことは、プロバイダ責任制限法では「送信を防止する措置」と呼ばれ、前記プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイトに、「送信防止措置手続」として説明されされている。同サイトには（著作権関係）送信防止措置依頼書（あるいは申出書）の定型書式²⁴⁾も掲載されている。

Z のサイトに専用フォーム（以下「オンラインフォーム」という）が用意されており、そのフォームの中に削除を求めるフォームがある場合には、この利用も可能である。

これらの方法で、Z により（任意に）ウェブページが削除されるまでに要する時間は、最短で即時、長い場合には 4 週間以上とのことである。

送信防止措置依頼書の送付も、オンラインフォームによる削除依頼も、削除に応じなければその時点における削除という効果は得られないが、後に Z に対して損害賠償請求をする場合に、Z を悪意（故意・過失のある状態）にしておく別の効果がある。プロバイダ責任制限法は、その 3 条（損害賠償責任の制限）1 項で、ウェブページを削除しないことにより

24) 書式サイト https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/c_form.pdf

「他人の権利が侵害されたとき」は、「関係役務提供者」Zは、「これによって生じた損害については」、「送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって」かつ「他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」でなければ「賠償の責めに任じない。」と定める。削除依頼をすることによって、損害賠償請求の要件の一つである「権利侵害を知っていた」状態を作り出すことができるのである。

(イ) 裁判手続きによる削除

Zが任意の削除を行わない場合には、もちろん削除を求める訴訟²⁵⁾を起すことも可能である。ただ、通常は早期の削除を必要とするため、削除を求める仮の地位を定める仮処分が利用される。

債権者X（代理人弁護士）との面接、債務者Zの審尋（民事保全法23条4項）を経て、認容なら担保決定（30万円程度）がなされ、申立から2～4週間で、削除される。

第4 各事件の解決～発覚から削除まで～

1. ブログ事件

(1) 事件の発生、発覚

ある水曜日の午前中、本件教科書を授業で利用されている甲大学のK先生から、A社に電話があった。K先生は「今朝の授業で＜本件教科書＞の第3章をとりあげ、学生に翻訳させたりチェック問題に答えさせたりしたところ、全員が、即答してしかも全員が正解だった。普段こんなことはないのですが、よく見たら、学生が皆スマホを見て答えていた。インターネ

25) 訴訟であれば、XのZに対する損害賠償も併せて請求することも可能である。

ットに本件教科書の翻訳や解答が出ていて、スマホ²⁶⁾でこれを見ていたの
である。このままでは、授業が成り立たないし、成績評価もできない。」
と述べ、すぐにネットからの削除措置をとるよう要請された。

K 先生からの情報を A 社で確認したところ、本件教科書の翻訳や解答
が出ていたのは Y という大学教員が作成した「△△英語研究ノート」と
題するブログであり、その中の最近の記事に本件教科書の第 1 章から第 3
章の翻訳や解答として、本件資料と全く同じ内容のものが貼り付けられて
いた（以下「本件記事」という）。Y は、乙大学においていくつかの英語
の授業を担当し、その中に本件教科書を指定教科書とする授業もあった。
A 社担当者とも面識があり、A 社から贈呈された本件資料も所持してい
た。Y は、授業終了後に受講生の復習用に、授業の感想などととも本
件資料からコピーした解答・試訳をブログに貼り付けていたのである。

A 社担当者は、すぐに Y 宛に電話をして本件記事の削除をお願いした
が、「授業目的ですから」と応じてもらえなかった。

そこで A 社はその日（水曜日）の昼に（X 先生のご意向も確認したう
えで）法的措置を前提として、迅速で確実な措置をとるよう私に電話で依
頼し、E-メールで資料を送ってきた。

（2）削除請求の根拠

（ア）削除請求権の根拠～公衆送信権の侵害～

本件記事を投稿した Y については、氏名、勤務先の住所・電話番号、
E-メールアドレスもわかっているので、Y に対し、直接削除請求をする
ことが可能である。その場合、根拠として、著作権法23条の定める公衆送

26) 大学によっては、学生 1 人 1 人のスマホを利用した出欠確認が行われており、授業中に教員が発表した数字 4 ケタを学生が入力すると、出席が登録される仕組みなどが利用されている。そうした場合、学生のスマホが授業中に机の上に出しっぱなしになっていても不思議ではない。

信権が考えられる。

公衆送信とは、同法2条7号の2で「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。」と定義され、同法23条で「①著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。②著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」と定められている。

本件資料の紙のコピーを配れば複製権（同法21条）の侵害になるのと同様に、ブログに掲載して誰でも閲覧可能な状態に置くのは、公衆送信権の侵害²⁷⁾になる。

（イ）「授業目的」に関する著作権法35条の定め

ただ、Yが削除依頼に応じなかった理由についても、それが正当であるかどうか検討する必要がある。大学の教員が、受講生に対し、授業目的で他人の著作物を複製して配ったりネットで配信したりすることは、一定限度で許されているからである。

具体的には、著作権法35条1項が「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、

27) 文化庁のホームページにある Q & A http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/ では、著作権法は、放送、有線放送、インターネットによる送信等をまとめて「公衆送信」と呼び、インターネットでの配信は、自動公衆送信（個々の受信者のリクエストに応じて自動で送信されるもの）に属し、リクエストに応じて送信される前のアップロード（送信可能化）を含む、と説明されている。。

当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と定めている。

本件投稿に関して言えば、教育機関＜大学＞において、教育を担任する者＜Ｙ＞が、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合＜授業の復習用に投稿した場合＞に当たるので、訴訟において、公衆送信権の侵害にならない旨の否認の理由あるいは抗弁として主張されることになる。

(ウ) 同条の各要件の検討⇒やはり侵害

この点に関し、私は、本件記事の投稿は同条の要件を満たさないものと考えます。その理由は：

第1に、「必要と認められる限度」を超えているからである。本件記事は、その必要と認められる送信先数（受講生の数、1クラス50人程度か）を超えて、全世界向け（何億人）に送信しているのと同じである。

第2に、同条ただし書きの「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するからである。解答・和訳付の教科書ということになると、甲大学のK先生がおっしゃったように「授業が成り立たない。成績評価ができない。」ので本件教科書が大学の教科書としては使えない、採用されない、売れないものとなってしまい、著作権者の利益を不当に害することになる。

第3に、そもそも本件資料は「公表²⁸⁾された」著作物ではないからであ

28) 公表とは、一般に不特定多数に伝えること、閲覧可能にすることを言い、特定少数の人に配布配信された場合には「公表された」とは言えない。例えば、〇〇研究会のメンバー5人に配布された〇〇に関する論文は、公表されたものではない。本件資料も、本件教科書を採用した教員のうち資料を希望した5人にだけ配布したのであれば、「公表された著作物」の要件を満たさないことになる。ただ、定評のある教科書では、全国の大学で100人以上の先生に採用され、教授用資料も100冊以上配布されており、そうなる

る。本件資料はもともと市販、公表を予定して作成されたものではなく、本件教科書を採用した教員に限定して配布されているからである。

(3) 削除実現に至る経過

(ア) Y 本人に対する削除請求

本件では、Y の氏名、連絡先がわかっているのに、訴訟外で X の公衆送信権侵害を理由に本件記事の削除を求め、Y がこれに応じなければ、仮処分を申し立てて削除させることができる。

(イ) 乙大学への削除指示依頼

もう一つ、本件の特殊要因として、Y が乙大学に雇用されている教員である点と、Y が乙大学での授業のために本件記事を掲載した点があり、これらの点を利用して乙大学から Y に削除するよう命じてもらえないかも検討した。

乙大学に動いてもらうためには、大学にも累が及ぶこと、つまりこのブログ事件により大学にも何らかの法的責任が生じる可能性があることを知らせる必要がある。Y が乙大学に勤務していることから、乙大学（学校法人）の使用者責任（民法715条）が言えそうだが、そう簡単ではない。

大学における教員の主たる業務は、研究と教育であるが、このうちの研究における不法行為について、大学の責任を問うことは難しい。例えば、法律雑誌に△△大学の●●教授の論文が掲載され、その論文が X の論文からの盗用で X の著作権を侵害して損害を与えた場合、（●●教授個人の責任は生じるが）大学に使用者責任が生じることはまず考えられない。学問の自由（憲法23条）との関係で論文の中身にまで大学のコントロールが

と、公表されていないと言えるかどうか問題が残る。仮に公表されたものであっても「授業目的」の判断の際には、必要限度、ただし書きの点で解決されるので「公衆送信権侵害」の結論に変わりはないが、第2事件の公表権の問題では結論を左右することになる。第2事件（古本事件）において、再度検討する。

及ばないし、及ぼしてはいけないからである。本件においても、Y 個人のブログで個人的な研究発表を行っているものであるから、大学の業務とは関係がない（民法715条の業務執行性がない）という乙大学の反論が予想される。

しかし、もう一つの業務、「教育」の面では、使用者責任を問える可能性がある。例えば、塾の講師が、市販の計算ドリルを丸ごと一冊コピーして授業で使い、そのドリルの著作権者に損害を与えた場合には、塾の経営者にも使用者責任が生じる可能性がある。本件でも同様の手法が使えないかと、ネットで乙大学の公式サイトにある「シラバス」（講義実施要綱）を調べてみた。シラバスには、「科目名：〇〇英語Ⅰ」、「担当教員：Y」と記載され、「教材」欄には「教科書として『本件教科書』を使用する。ブログ『△△英語研究ノート』に参考資料や解説等を掲載するので予習復習に利用されたい。」と書かれ、同ブログのアドレス（URL）が掲載されていた。また、乙大学の公式サイト内の「教員紹介」のページ、Yの欄にも同じブログのリンクが貼りつけてあった。これを見て私は、乙大学の公式サイトの記事を根拠資料として、使用者責任を問うことも可能であると考えた。

（ウ）方針決定、乙大学、Y宛の警告書

水曜日の夕方までに、削除請求の権利やその方法に関して一応の調査検討を終え、Yと乙大学宛に内容証明郵便にて警告書を発送する方針を固めた。

ブログ管理者Z社のオンラインフォームを利用することも検討したが、内容証明郵便を送るより手間（委任状等の取得）も時間もかかりそうであったので、Y、乙大学への警告書が功を奏しない場合に、あらためて行うことにした。

(エ) 警告書の内容

内容証明郵便のタイトルは、「警告書」とし、宛先として、乙大学代表者理事長〇〇〇〇殿、乙大学◎◎学部 Y 先生の両名を記載し、同じ文書を 2 人宛に送ることとした。

警告書の本文には次のことを記載した。

- ① 当職は、本件教科書・本件資料の著者 X と出版社 A 社の代理人である。
- ② 乙大学の Y の担当する授業では、本件教科書が、教科書として指定され、Y は本件資料を持っている。
- ③ Y は個人ブログをもっており、その URL がシラバスの Y 担当科目欄に「授業用ウェブサイト」として記載されており、大学の教員紹介のページの Y 欄にも、リンクが貼られている。
- ④ 今般、上記ブログに、本件記事（本件教科書の解答、試訳）が投稿され、だれでも自由に本件教科書の解答や翻訳を閲覧でき、ダウンロードできる状態に置かれた。この記事の解答・和訳は、本件資料の解答・試訳と酷似しており、本件資料をコピーして貼り付けたものであると推測される。
- ⑤ 本件教科書を採用している他大学の授業で本件記事が利用され、授業の運営や成績評価の妨げとなる事態が生じており、他大学の教員が迷惑を被っている。
- ⑥ これにより、A 社の教科書出版社としての信用は失墜し、本件教科書が教科書として採用されなくなるなど、A 社や著者 X に多大な損害が発生する可能性がある。
- ⑦ Y の行為は、X の著作権（公衆送信権）を侵害するものであり、本件記事を削除する義務、X や A 社に生じた損害を賠償する義務がある。

- ⑧ Yの行為は、乙大学の授業という業務を執行するにつき行われたものであり、乙大学はYの使用者として、民法715条によりXやA社に生じた損害を賠償する義務がある。
- ⑨ XとA社は、乙大学とYに対し、本書到達後3日以内に「本件記事が削除されること」「シラバスからブログのURLが削除されること」「教員紹介ページにあるブログへのリンク削除されること」を求める。万一、削除されない場合には裁判手続きに及ぶ所存である。

(オ) 警告書の効果⇒即削除

この警告書は、翌木曜日の朝一番に、配達証明付き内容証明郵便として、事務所近くの郵便局から乙大学理事長、Yの兩名宛に発送された。

翌金曜日の昼頃、郵便局の追跡調査を見て、この警告書2通が同日の午前10時頃、配達されたことがわかった、

そこで私は、本件記事がどうなっているか確認しようと、URLを貼り付けてYのブログにアクセスしようとしたが、(本件記事だけでなく)ブログ全体が非公開(外部からのアクセスができない状態)になっていた。さらに、乙大学の公式サイトシラバス、教員紹介の各ページからは、ブログの名称やアドレス(URL)やリンクが、すべて削除されていた。

乙大学とYは、警告書を受け取って1～2時間以内に、すべてのサイトについて削除の要請に応じていたのである。水曜日の昼にA社からの依頼電話を受けてから48時間後のことであった。

(4) その後のこと、残された問題

その後、乙大学、Yのそれぞれの代理人弁護士と3人で面談し、本件の解決についての話し合いを行った。

Yの代理人からは、X、A社に生じた全ての損害を賠償する用意がある旨の申し出があった。乙大学の代理人からは、教員の著作権侵害について

は大学の使用者責任はない旨の見解が示され、その根拠として同内容の知財高裁判例²⁹⁾を渡された。一方で、乙大学が警告書に即時に対応したのは、大学の法的責任を認めたからではなく、本学所属の教員が他大学の授業、著者の先生、出版社にご迷惑をかけていたので、すみやかに是正措置をとったものである旨の説明がなされた。私の方からは、即時に対応していただいたことに感謝し、早期の削除によりほとんど損害が発生しなかったこと、次年度の教科書としての継続採用も順調であることを報告した。そして、次年度以降に、本件を原因とする大量の不採用が出ない限り、損害賠償の請求をするつもりはないことを伝えて、本件は終了した。

本件終了から約1年後、上記の件とは別の会社が管理運営する「解答おじさん」という匿名のブログにおいて、本件資料の解答部分をコピーして貼り付けたような記事が投稿された。この「解答おじさん」は、大学教員のYとは異なり、教育のためではなく、自分のブログへのアクセス数を増やし、広告収入を得るために解答を載せていたようである。他にも、大学、高校のいろいろな科目の教科書や問題集の解答を集めて、掲載していた。このときは、侵害者が匿名だったので、ブログ管理者の通報窓口を利用した。同社の用意したオンラインフォーム(Excelファイル)に必要事項を書き込み、著作権侵害の根拠となる本件教科書、本件資料PDFを添付して送信した。1週間後、同社から「削除された」旨の通知が届き、同ブログの本件教科書の解答記事がなくなっていることが確認できた。その1年後にも、やはり同じ人のブログで、A社の別の教科書の解答が掲載されたが、同様の方法にて削除された。

29) 知的財産高等裁判所平成27年10月6日判決。判決全文は、裁判所のサイトの以下のページで見ることができる。https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/363/085363_hanrei.pdf

2. 古本事件

(1) 事件の発生、発覚

ブログ事件が解決した後しばらくして、A社からまた電話で依頼があり、Eメールで資料が届いた。A社営業担当が、某大学で「教授用資料がフリマで売られている。」という噂を耳にし、確認したころ、A社が出版する³⁰⁾30種類の大学用英語教科書の各教授用資料・冊子版が、Mという名前のフリーマーケットサイトに、古本として出品されていた。さっそく私に連絡して、その出品がフリーマーケットサイトから削除されるよう、依頼してきた。

本件資料も出品されていると聞いて、私も、さっそく、大手フリマ会社が運営管理するMサイトに行き、本件教科書のタイトル「映画で学ぶ現代社会と英語」&「解答」という検索ワードで検索すると、本件資料の出品ページがすぐに表示された。検索ワードを出版社名「A社」&「解答」としても同じページが表示された（以下、このフリマサイトの管理運営会社を「ZM社」といい、出品された本件資料を「本件商品」という）。

そのページには

本件商品の画像（表紙の写真）

とともに、

【解答集】「映画で学ぶ現代社会と英語」A社

テキストの教授用資料。和訳・解答集、非売品です。

価 格：9,999円

30) A社以外の教科書出版社が発行する教科書の教授用資料も数冊、同じサイトに出品されていた。

出品者：Y (ニックネーム)

カテゴリー：本、参考書

商品の状態：未使用に近い

等の商品の説明があった。

これは大変である。フリマで本件資料を購入した人は1万円近く払うのであるから、自習用ではなく、有料でコピーして配ったり、ネットに画像を公開したりして、金儲けに使うであろうことが想像できる。すぐにも商品の削除を求める手続きを始めたいところである。

(2) 削除請求の根拠～公表権の侵害～

(ア) 問題の所在

すぐにも、本件商品出品サイトの削除を求めたいところであるが、困ったことにこれは古本の販売である。何の権利侵害も違法な点もなさそうに見える。自分が読み終わった小説や、使用済みの教科書を古本としてフリーマーケットで売ったり、古本屋に売ったりすることは昔から行われてきた。マーケット運営者も古本屋もこうした本を扱うことについては、古物営業法に抵触しない限り、何ら違法な点はないはずである。

出品者 Y 個人の住所も氏名もわからないので、本件商品の削除依頼は、ZM 社の通報窓口あるいはその窓口にあるオンラインフォームを通じて行うことになるが、そもそも ZM 社の定める出品禁止商品（出品されると削除される商品）に該当しないと、その通報窓口ルートに乗せることすらできない。

ZM 社の出品規定を見ると、「禁止されている出品物」として、次の商品が挙がっている。このいずれかに該当しない限り削除依頼はできない。

① 偽ブランド品、正規品と確証のないもの

- ② 知的財産権を侵害するもの
- ③ 盗難品など不正な経路で入手した商品
- ④ 犯罪や違法行為に使用されるまたはそのおそれのあるもの
- ⑤ 公序良俗、モラルに反するもの

(イ) 権利侵害なしか、差し止め請求の根拠はみつからず

フリマサイトから本件商品の削除を求める根拠について、以下のとおり検討したが、いずれも根拠として使えないものばかりであった。

● Xの著作権（譲渡権）の侵害

Xが本件資料の著作権者であるから、譲渡権という権利を持っている。これは、著作権法26条の2が1項で「著作権者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。」と定めているもので、著作物を他人に有償無償で譲渡（販売、贈呈）できる権利のことである。この権利は、「複製物」の譲渡にも権利が及ぶので、Yがこの本件資料の複製物（冊子）を売ることは、Xの譲渡権の侵害のようにも読める。

しかし同条の2第2項は、「前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

- 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 五 (略)」と定めており、本件商品は、前項に規定する権利<譲渡権>

を有する者< X >又はその承諾を得た者< A 社 >により特定かつ少数の者< 本件教科書を採用した教員 >に譲渡された< 贈与された >著作物の原作品又は複製物< 本件資料の冊子 > (第 4 号) に当たるから、本件商品を売っても X の譲渡権の侵害にはならない。ちなみに、本件教科書の方を古本として売る場合には、本件教科書は、譲渡権者 X や X の許諾を得た A 社により販売された (公衆に譲渡した) 著作物の複製物 (第 1 号) に当たるので、同様に、X の譲渡権の侵害にはならない。

●盗難品等、不正入手品

本件商品を授業用に受け取った教員が、これを転売する行為、あるいは、フリマに出品されることを知りつつ第三者に譲渡する行為が、窃盗横領その他の犯罪を構成することになれば、上記③の「盗難品など不正な経路で入手した商品」として削除依頼できそうである。

例えば、大学の備品とは言えないか、検討してみた。大学の備品を勝手に売ったら窃盗や横領になる。教員が大学の研究図書費で購入した書籍は、大学の備品であり、その教員が独占的に使用できるが、勝手に譲渡、処分や廃棄はできない。本件商品も同じではないか。あるいは、教員は A 社の物を授業用に限定して借りているとは言えないか。用途が定められて渡された物を勝手に売ったら、横領、背任になりそうである。

しかしこの点を、A 社担当者に問い合わせたところ、「教授用資料は、教科書と共に『贈呈』と書いたしおりを挟んでお送りしております。」という説明があり、残念ながら使えないことがわかった。贈呈と言え、贈与、所有権は完全に教員に移っているからである。

●秘密文書

冊子 (動産) の所有権が教員にあるとしても、その内容 (和訳・解答) が公開されては困る、秘密にしなければならぬ。この冊子は秘密文書に

あたると言えないか。営業秘密の漏洩は、不正競争防止法で犯罪（刑事罰の対象）とされているから、同法の定める定義に当たれば、犯罪行為により不正に入手された品と言えることになるが、やはり無理がある。

同法2条6項の定める「営業上の秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいう。教授用資料は、同法の定める生産方法、販売方法に関する情報という典型例には該当しないし、そもそも最も異なる点は、秘密として管理されていないことである。冊子に通し番号をつけて配布先を特定する、冊子に「マル秘」「部外秘」と書く、渡す際にコピー禁止、秘密扱いを徹底するなどの方策は、とられていない。

● 「転売禁止」品

本件商品は教授用資料であるから、第三者への譲渡は有償、無償を問わず本来禁止されている。表紙に「教授用資料」と書いてあるのだから、転売禁止・譲渡禁止であることは明らかであるし、大学の教員は全員承知しているはずだ。転売禁止は贈与契約についている付款だから、違反すれば（即犯罪ではないが、少なくとも）契約違反にはなる。契約違反でも、「不正な経路で入手した商品」とは言えないか。

この点、ZM社をはじめ、いろいろなフリマの運営会社の掲示板や利用規約Q&Aを調べていくと、「転売禁止」商品でも違反品と扱われる場合がある³¹⁾ようだ。しかし、それも、本体に明示されている場合だけである。

31) 2023年秋のニュースでも、この「転売禁止」商品が話題になっていた。東京都が物価高対策として低所得の世帯に支給した米がインターネットで転売されているというのだ。米の袋に「転売禁止」と明記されているにもかかわらず、Mなどのフリマサイトで転売されているケースが相次いでいるという。この事態を受け、小池知事は支給した食品は「転売禁止である」と強調し、フリマサイトの事業者に出品の削除を要請したとのことであるが、実際に削除されたかどうかは不明である。

本件商品には、「教授用資料」とは書いてあるが、「転売禁止」とは書いてない。やはり「黙示の転売禁止」を理由に違反品に持って行くのは不可能である。

●犯罪や違法行為に使用されるおそれ

本件商品をフリマで買った人は何に使うのかを考えると、教科書なら購入者が一般より安く買って個人的に使うことも考えられるが、非売品の解答集を1万円近く出して買うのは、おそらく大量にコピーして販売するためだろう。この点をとらえて、著作権侵害行為⇒違法行為に使用されるおそれありと言えないか、あるいは、甲大学の例でもわかるように、解答が流出してしまうと他大学において授業の運営や適切な成績評価ができなくなり、授業という業務の妨害になる、(刑法233条の偽計業務妨害、入試問題 Yahoo!知恵袋カンニング事件参照)すなわち違法行為に使用のおそれありと言えないかなどと、いろいろ考えてみたものの、買う側の気持ち次第で犯罪にも使えるというのでは、違反品とは言えない。それなら、荷造りヒモや包丁も違反品になってしまう。本件商品の場合、自分の勉強用だと言われてしまえば、どうしようもない。やはり犯罪目的以外考えられないくらいの明白さが必要であろう。

(ウ) 公表権はどうか

結局、差止請求の根拠がみつからず、途方にくれていたが、そのときテレビのニュース³²⁾から「著作者の公表権」という言葉が聞こえてきた。公

32) そのニュースの内容は、「歌手の ASKA さんが、未発表曲を芸能リポーター Y1 さんに提供したところ、無断でテレビ局 Y2 の番組○○○○で流されたのは、著作権および著作者人格権である公表権の侵害にあたるとして損害賠償を求めた訴訟の判決が○日、東京地裁であった。○○裁判長は『公表は許可していなかった』と認め、Y1 さんと Y2 局に約117万円の支払いを命じた。」というものである。この判例については裁判所の公式サイトで見ることができる。http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/232/08823_2_hanrei.pdf

表したくないものを勝手に公表されたら、著作者人格権の侵害になるようであるとわかり、さっそく調べてみた。

著作権法は18条で「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」と定めており、この権利は「公表権」と呼ばれ著作者人格権の一つとされている。

公表権とは、自己の未公表著作物につき、公表するか否か、どのような形で、あるいは、いついかなる時期に公表するかということを決定できる権利のことをいう。

例えば、未完成の論文で書き直そうと思っていたものが雑誌に掲載されてしまった場合、個人的な日記が街角に展示されてしまった場合、連載推理小説の謎解きの部分を出版社が先に掲載してしまった場合など、プライバシー権など他の権利の侵害とは別に公表権の侵害にもなる。

公表権は、著作者人格権の一つであるから、同法112条の差止請求権（著作者人格権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求すること、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求すること）の行使が可能であり、削除請求権も有することになる。

結局、本件商品の削除を依頼する根拠としては、Xの公表権を侵害する商品すなわち②の知的財産権を侵害するものに当たるという方針で行くことにした。

（3）削除実現に至る経過

（ア）警告書（削除依頼書）E-メールの送信

削除を求める方法として、ZM社のサイトにオンラインフォームが用意されていたが、偽ブランド品専用のような印象を受けたので使わないこと

にし、E-メールを送ることにした。

私は、X と A 社の代理人として、ZM 社に対し E-メールで警告書を送り即時削除を求めた。ZM 社の出品規定の「禁止されている出品物」が「知的財産権を侵害するもの」に該当するとの点は次のように書いた。

<警告書>

この出品物（本件商品）は、教科書（本件教科書）と同一の著作者 X 氏が作成した著作物であり、X 氏から「本件教科書を使用する教員に限りコピーを渡して良い」との了解を得て、A 社が特定の教員にコピーを贈呈しているものです。A 社は X 氏から、本件教科書については出版権の設定を受けておりますが、試訳・解答の方の公開は禁止され、秘密として扱うことが義務づけられております。本件商品には、本件教科書の問題の解答と本文の和訳が掲載されており、これらが公表されて受講生が入手できるようになると、授業の運営、成績評価等に困難な事態が生じます。さらに「解答・和訳が公表されている英語教科書」ということで、本件教科書自体が大学教科書としての意味をなさなくなり、次年度不採用となるおそれもでてきます。このように、本件商品に本件教科書の試訳・解答が含まれている以上、著作者が公表を望まないことは当然のことであり、誰の目にも明らかです。

著作権法第18条は公表するかしないかを決定する権利を認めています。この権利は「公表権」と呼ばれ著作者人格権という知的財産権のひとつです。本件商品の出品は著作者が公表しないと決めたものを著作者に無断で公表するものですから、著作者の知的財産権を侵害するものです。

以上」

(イ) ZM 社による削除

E-メール送信の数時間後、M 社事務局から返信が来た。著作者人格権の侵害品であることを認め、削除対応をとるとのこと。

<返信要旨>

当社では知的財産権を侵害する商品の出品を禁止しています。

出品情報の削除を希望される場合、プロバイダ責任制限法に準じ、削除対応を行っております。

A 社の法人登記簿謄本 PDF 版をお送りください。

当社は、出品者には「知的財産権侵害による削除」である旨通知します。

出品者からの削除の理由の詳細等の問い合わせがあった場合に備えて、出品者から直接問い合わせることができる A 社の E-メールアドレスをお知らせください。 以上

すぐに A 社に確認して、登記簿 PDF と問い合わせ窓口を ZM 社に送信した。

1、2 時間ほど待つて本件商品の出品ページを見ていると、突然「SOLD OUT³³⁾」と 大きな文字が出てきて、「削除される前に売れてしまったのか」と心配していると、そのうち、そのページが全部消えてしまった。

その後、URL を入力すると真っ白な画面に「本商品は削除されました」と表示され、前回と同様の検索ワードで検索しても、Y の出品物全部を検索しても、一切表示されないようになっていた。

その後、ZM 社から「削除しました。ご確認ください。」の E-メールが届き、本件は無事終了。削除請求の根拠について決まるまで何日もかかっ

33) 「SOLD OUT」というのは、削除するためのコマンドだったようだ。

たが、ZM 社に E-メールを送ってから削除されるまでの時間は、1 日程度であった。

(4) その後のこと、残された問題

この事件の次の年度以降、A 社は、教授用資料には「貸与」と表紙に書いて、所有権は移転しない旨を明示するようになった。貸与品であれば、転売すれば図書館の本など他人の物を売ったことになり、横領等の犯罪により不正に取得した商品になるからである。さらに、教授用資料を送る際には、「貸与品であること、書き込み等は自由であるが、転売等ほしなくていただきたいこと」などを書いた手紙を添えるようにしたそうである。

3. 「自作本」事件

(1) 事件の発生、発覚

A 社営業担当者が、大学で聞いた「教科書の解答・和訳がフリマサイトで売られている。」という噂を聞いて、ZM 社のフリマサイトを調べたところ、本件教科書の解答・和訳が以下のような画像や説明ともに出品されていることがわかった。以下、この出品された商品を「本件冊子」という。

<画像 1>本件教科書の画像 (表紙の写真)
+ 「和訳・解答」の文字 (表紙の写真の上・前面に赤い大きな文字で書かれている)

<画像 2>
本件商品の一部の画像 (解答部分)

とともに、

【和訳・解答】「映画で学ぶ現代社会と英語」

¥2,200

(税込) 送料込み

※教科書の全15章の解答と本文の和訳です。

※私が自分で解答・翻訳したものです。

※教科書無し、解答・和訳のみでのお渡しとなります。

※解答・和訳のプリントを冊子にして梱包してお届けします。

商品の情報

カテゴリー：本、参考書

商品の状態：新品、未使用

出品者：Y

等の商品の説明があった。

古本事件のときと同様、すぐに削除されるよう手続きをとる必要がある
ので、A社はさっそく私に連絡して、その出品についてZM社のフリマ
サイトからの削除を依頼してきた。

私としては、現物をみてみないことには、どのような侵害があるかわか
らないので、「一冊、学生のフリをして購入してみてください。」と本件冊
子の取り寄せをA社に頼んだ。その後本件教科書、本件資料とともに、
本件冊子が私の事務所に送られてきた。

本件冊子を見ると、本件教科書のチェック問題と、本文の和訳が、15章
分全部載っていた。全部が載っている点では、本件資料と全く同じである。
しかし、その配置は、本件資料では、第1章の試訳、解答、第2章の試訳、
解答というように、一章毎に書かれているのに対し、本件冊子では、和訳
編として、第1章から第15章までの和訳が、解答編として、第1章から第
15章までのチェック問題の解答が、それぞれ一続きにまとめて書かれてい

た。

内容を見ると解答編の方は、穴埋め、択一問題の解答であるので、完全に内容が一致していた。和訳編の方は、誤字を訂正したり（「法廷」を「法定」に訂正）、多少表現を変えたり（「書いてある」を「書かれている」に変更）している部分もあったが、ざっとみたところ95%くらい内容が一致していた。

本件冊子は、本件資料の記載を、切り取って、並べ変えて、貼り付け、紙³⁴⁾に印刷して冊子にしたものを「自分で解答して、自分で翻訳して、自分で印刷正本した。」と説明して（いわゆる自作本として）販売しているものであった。前回の古本事件のときの商品の価格9,999円と比べたら、かなり安い。ほとんど紙代と送料（120円）だけのものを2,200円で売るとは不届き千万である。

（2）差止請求の根拠～複製権・翻訳権の侵害～

本件冊子は、本件資料のまるごと一冊のコピーであるから、これを販売することは、Xの有する複製権（著作権法21条）の侵害になる。

また、これは今回の「自作本」事件で初めて問題になる権利であるが、本件教科書の本文は、Xeが英語で作成したものであり、これをXeの承諾なく勝手に和訳を作って販売することは、Xeの有する翻訳権（同法27条。著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。）を侵害するものである。本件冊子の和訳は、一部表現が異なるところがあるため、Xjの作成した試訳のコピーではなく（Xjのもつ複製権の侵害には当たらず）Yが自分

34) 用紙だけは、役所が使う住民票の写しなどの用紙と同じく、コピーすると「COPY」の文字が浮き上がるものが使われていた。全ページの欄外（ヘッダーとフッターの両方）には、「無断転載・複製・転売を固く禁じます。Y出品」と書かれていた。

が一から翻訳したと強弁する可能性もあるが、Xeの翻訳権の侵害であることについては、Yとしても反論の余地はない。

複製権、翻訳権が侵害された場合には、同法112条により差止請求が認められる。

(3) 削除実現に至る経過

(ア) 知的財産権侵害の申立

今回は、これまでに見たこともないほどの、あからさまな著作権（複製権、翻訳権）侵害事件なので、私は簡単に解決できるものと確信して、ZM社のオンラインフォームを利用することにした。

まずZM社の用意した「権利侵害出品物の削除申立書」の書式（Excelファイル）をダウンロードし、その書式の「削除を希望される出品物の商品ID」欄に本件冊子出品ページのURLを、「出品物により侵害されたとする権利の種類」の欄に「著作権（複製権、翻訳権）」と、「左記出品物が真正品³⁵⁾でないことの簡単な説明」欄に、複製権、翻訳権侵害の具体的な内容を、それぞれ記載した。

そして、ZM社の知的財産権侵害の申立窓口サイトに行って、オンラインフォームを見ると、指定場所にテキストでの書き込みや、ファイルの添付（ただし、Excelファイル、PDFファイルに限る）ができるようになっていた。私は、そのフォームに、私の住所、氏名、連絡先等を書き込み、

- 「権利侵害出品物の削除申立書」Excelファイル
- A社（Xの著作権管理者）の会社謄本PDF
- A社から私宛の委任状（PDF）
- XやA社の権利証書として、本件教科書奥付PDFのファイル、を貼り付けた。

35) 著作権では「真正品」などという用語は使わないので、この時点で少々気になった。

また、著作権侵害を示す資料として、著作物対比表（著作権侵害訴訟で使う、原告著作物と被告著作物を見比べるための表と同じもの）を作成した。その表には、本件教科書の第1章と第15章について、それぞれ、①本文英文、②本件資料の試訳、③本件冊子の和訳、を貼り付けて見比べることができるようにして、③が①の無断翻訳であること、③が②の無断コピーであることを示し、これを

■ 著作物対比表 PDF

として貼り付けた。

(イ) ZM 社の対応

上記権利侵害出品物の削除申立は、ZM 社の「権利者対応窓口」という部署が受け付け、その後何回か E-メールのやりとりがあって、資料や説明の補充を求められ、その都度私は、ZM 社の訳のわからない要請に基づく資料・説明の作成のために多大な時間をとられることになった。

一番困った質問・要求は、申立から2週間後に来た、「本件資料と本件冊子は、どこが違うか。相違点を一点だけ示せ。」という要請である。相違点がたくさんあれば、Y の和訳は（Y が自分で翻訳したものであって）X の試訳のコピーではないという反論が出る可能性があるが、相違点が一点だけで良い³⁶⁾という理由が私には全くわからなかった。それでも私は、削除のために必要であると思って、相違点（法定と法廷の漢字の違い）を説明した。

相違点の説明を返信してから1週間後、申立から3週間たった頃、ZM

36) 後でわかったことだが、これは偽ブランド品の見分け方の一つである。有名ブランドの場合、自己のブランドを守るために、ニセ物とわかるような「秘密の見分け方」を用意している場合がある。例えば、本物は特殊光線を当てるとあるマークが浮き上がるとか洗濯タグに特殊な文字をいれているとかである。その「見分け方」による違いを示して、出品物がニセ物であることを証明するのである。偽ブランド品の見分け方としては、相違点は1点あれば十分だったのである。

社から、「削除申立書の『侵害の具体的な根拠』欄において、著作権侵害の要件を満たすと判断された根拠について、①著作物性②依拠性③類似性等に言及して説明せよ。」という要請がE-メールで届いた。この、①～③は著作権侵害、複製権侵害の要件事実である。私は、ZM社がここ至って初めて本件を「著作権侵害事件」として受け止めたことがわかった。それまでは、偽ブランド品事件（商標権等侵害事件）として、偽ブランド品対応マニュアルに添って資料や説明を要請していたのである。

（ウ）著作権侵害の説明と第1回削除

ZM社において、やっと著作権侵害事件の手続きが開始されたので、私は「誰でも見ればすぐにわかるだろう」という態度を改め、著作権侵害についてわかりやすく解説することにした。「著作物性について³⁷⁾：本件教科書と本件資料は、いずれも著作権法10条1項1号の『小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物』に該当する。」から始めて、すべての要件事実³⁸⁾³⁹⁾について、説明する文書を作成して送付した。

37)「著作物ではない」というのは単なるアイデアなどのことであり、本件教科書や本件資料が著作物であることに疑いを持つ人はいないであろうと私は思っていた。

38)「依拠性がない」というのは別個独立してたまたま類似の著作物が創作された場合のことをいう。判例で依拠性がないとされたのは、偶然似たようなメロディーとなった楽曲について、「複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを複製することをいい、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して複製されたものでないときは、その複製をしたことに当たらない。既存の著作物に接する機会がなく、その存在、内容を知らなかったことにつき過失があると否にかかわらず、著作権侵害の責めを負わない。」(最判昭53・9・7民集三二・六・一一四五〈ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件〉とされたものがある。「類似性がない」とは文字どおり似ていないこと、別物のことである。本件で、「依拠性」、「類似性」が問題になるとは、私は全く予想していなかった。

39) 依拠性、類似性は複製権侵害についての要件であり、翻訳権侵害を論じる際は関係がない。しかし、ZM社は翻訳権侵害についても依拠性、類似性との関連を論じるよう要請してきたので、本当に困ってしまった。

それからさらに1週間ほどたった後、ZM社から、「先日は弊社からの確認事項へご回答いただきありがとうございます。お送りいただいた情報を確認させていただき、申立いただいております権利侵害の確認が取れましたので、該当商品の削除対応をさせていただきます。」との返事が来た。その後確認したところ、本件冊子の出品ページはすべて削除されていた。申立から約1ヶ月が経過していた。

(エ) 再度の出品と再度の削除依頼

本件冊子の出品ページが削除されてから1週間後、本件冊子と同じものが、2冊またYから出品されていた。出品者のニックネームは、Y2に変わっていたが、本件冊子の見本画像には、前回と同じく「Y出品」と書かれていた。

私は、すぐにZM社にEメールを送り、削除を依頼した。前回と全く同じ出品物であるので、すぐに削除してもらえるものと思っていたがそうではなかった。ZM社からは、あらためて申立書類、資料を全部揃えて出し直せと要請された。私は、前回と同じ書類一式に著作権侵害に関する説明書を加えて、Eメールに添付して送付した。そうこうしているうちに、本件冊子の1冊が売れてしまった。

(オ) 第2回(一部)削除

2、3日して、「申立いただいております権利侵害の確認が取れましたので、該当商品の削除対応をさせていただきます。削除完了までに若干お時間を要する場合がございます。」との返事が来た。

翌日、本件冊子の出品ページを確認したところ、売却済みのページは削除されていたが、販売中のページは、削除されていなかった。

その後何度も、本件冊子の出品ページを見に行ったが、1ヶ月経っても削除されずに放置されたままであった。

(カ) 代表取締役宛警告書(内容証明郵便)と完全削除

いつまで待っても「権利者対応窓口」が削除しないので、やむを得ず、ZM社の代表取締役宛に警告書（内容証明郵便）を出すことにした。

警告書には、著作権侵害の事実、削除すべきページのURLやこれまでの経緯を記載し、本件冊子の出品サイトを「本書到達の翌営業日、23時59分までに、削除すること」を求めた。さらに「本件に関しては、貴社の権利者対応窓口は下記記載のとおり全く機能しておりませんので、貴社のしるべき部署（法令遵守担当）において、適切な対応、処分がなされますよう、お願い申し上げます。万一、適切なお対応が頂けない場合には、差止請求等の仮処分、発信者情報開示請求（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第5条）・損害賠償請求等の民事訴訟に進む所存です。また、本出品者の刑事告訴を行う際には、貴社の刑事責任についても検討する予定です。」と記載した。

上記内容証明郵便は発送の翌日到達し、その日のうちに上記サイトは削除⁴⁰⁾されていた。最初に知的財産権侵害の申立をネット上で行ってから、3ヶ月が経っていた。

（４）その後のこと、残された問題

今のところ、本件冊子の再々度の出品はなされていない。

しかし、Y自体はZM社から登録抹消（出入り禁止）にはなっておらず、相変わらずいろいろな商品がYから出品されている。本件冊子は出品すれば必ず売れるようなので、またいつ出品されるかわからない。

そこで二度と出品できないように、ZM社に対して発信者（Y）情報開示請求を行い、Yに対して、民事・刑事の責任を追及していく予定である。

40) 結局「社長宛内容証明」という紙の書類を郵便で送るという伝統的手法が一番早くて一番効果的であった。フリマアプリという極めて現代的なネットの世界の話なのに、まるで昭和時代に逆戻りしたかのようなのである。